

韓国における個人情報保護法制の問題と改善案

張 睿暎¹

1. はじめに

インターネットの登場はそれまで予想できなかった多くの社会的問題を惹起した。当初法的規制の対象になっていなかったインターネットも、その重要性和影響力のため、現実空間と分離できない問題として認識され始めた。

インターネットを利用する時、利用主体の個人情報は直接的に、また間接的に、情報の収集管理者によって収集され管理・提供されており、このような情報の中には、個人のセンシティブな情報、すなわちプライバシーに係る情報が含まれる。コンピュータやネットワークの技術的問題、情報収集管理者の管理監督の怠慢、もしくはハッキングなどの犯罪により個人のセンシティブな情報が大量に流出される状況で、プライバシー侵害の問題はますます深刻になっている。

情報社会においては個人に関するほとんどの情報がデジタル化され、ネットワークを通じて収集・管理される。個人情報に関する情報主体の自己統制権は、情報通信技術の発達につれて、ますます重要になっているのである。自分がいつ同意したかもわからず、いつどのような状況で自分の情報が収集されたかわからない状況で、自分の情報を自分で統制できると言えず、プライバシーの保護という目的も達成できないだろう。

しかし、インターネット上の個人情報を固く保護

するだけでは、問題は解決できない。単純に情報の収集や使用を規制するだけでは、インターネット産業の発達の障害になり、人類の技術的進歩による利益を極大化できないからである。よって、情報社会における個人情報の保護は、インターネットの活性化と共存できる法制度で行われるべきである。

国の主導の下で高速インターネット網がいち早く整備された韓国では、日本と同様、個人情報保護は社会的な問題である。しかし、情報社会における個人情報保護のための現在の韓国の法制度はまだ十分であるとはいえず、今後改善されるべき部分が多い。

本稿では、韓国における個人情報保護法制を概観し、現在の制度の問題点を分析し、今後の法制度の発展方向を考察する。

2. 韓国における個人情報保護法制の沿革²

韓国では、1989年12月に個人情報保護法案の試案をつくり、1991年5月、「電子処理される個人情報保護のための管理指針（国務総理訓令第250号）」を制定し施行した。その後、個人情報保護の対策を予防的な側面で法制度的に整備し、行政に対する信頼を確保するという趣旨で、公共分門では「公共機関の情報公開に関する法律」を制定し、民間部門では「信用情報の利用および保護に関する法律」、「通信秘密保護法」、「電気通信事業法」、「情報化促進法」、「電子署名法」、「情報通信網利用促進および情報保護に関する法律」を制定した。

そのほか1995年改正刑法は、インターネット上の犯罪行為をコンピュータ犯罪と命名し、コンピュータ等使用詐欺および業務妨害（347条の2、314条の2項）に対する処罰規定を設けた。

個人情報保護に関する韓国の現在の法律としては、「公共機関の情報公開に関する法律」および「情報通信網利用促進および情報保護に関する法律」が代表的である。前者は対象が公共機関に限定され、後者は情報通信サービス提供者に限定される。特に

1 東京都市大学環境情報学部講師

2 韓国行政安全部法令情報サイトを参照のこと。

<http://www.mopas.go.kr>

前者は個人情報の自己決定権を実質的に体系化した法律として意味を持っている。ここでのプライバシーの保護は個人情報の保護を意味し、同法はOECDのガイドライン（OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data³）の一般原則をそのまま受容している。

「情報通信網利用促進および情報保護に関する法律」は民間部門において情報通信利用者の個人情報を効果的に保護するためのものである。同法はOECDの個人情報保護原則に合わせて、インターネットなどでの個人情報を保護するために、利用者の同意に基づいた適切な個人情報の収集・利用・処理・提供および利用者の権利保障を規定している。

3. 韓国における個人情報保護法制の体系と内容

現在韓国の個人情報保護体系は公共部門と民間部門を別々に規律する二元的構造である。また、民間部門における統一的な一般法がなく、領域ごとに保護しているため、法律による保護をうけない領域が存在している。

公共部門の一般法としては「公共機関の情報公開に関する法律」が1994年制定されて施行されている。その他の個別立法として、「住民登録法」、「家族関係の登録等に関する法」、「統計法」などがある。学生情報は2005年3月、学生情報の利用と保護のために教育関係法が改正された。また、センシティブな個人情報である個人の犯罪記録の収集・利用・第三者への提供を特別に規律するものとして、「刑の失効等に関する法律」がある。

一方、民間部門では一般法としての個人情報保護法が存在しない状況である。ただし、オンラインでの個人情報の収集・利用・提供を規定するものとして、1999年に全面改正された「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」がある。これは2001年に再度改正され、情報通信網だけでなく、ホテル

業などオフラインにおける個人情報の収集・利用・提供をも規制の対象にした。

一方、上記の法律とは別途に、情報通信網における位置情報を活用・保護するための「位置情報の保護および利用等に関する法律」が2005年1月に制定・公布された。その他、信用情報に関しては「信用情報の利用及び保護に関する法律」、遺伝子情報に関しては「生命倫理および安全に関する法律」がある。

3.1 公共部門における個人情報保護

1980年代以降韓国政府は、情報通信分野で画期的な発展を成すために、強力な国家機関電算網事業を推進し、その結果、国民の行政機関に対する申請や苦情の処理が容易になり、公共行政の能率化を図ることができた。しかし、このような行政電算網の構築により個人のプライバシー侵害の可能性が問題として提起されるなど、情報化に伴う副作用も生じた。このような問題に対応するため、次のような法律が制定された。

3.1.1 公共機関の情報公開に関する法律

既存の法律では公共行政分野における情報化による副作用に適切に対応できないということで、個人情報保護に関する新しい法律の必要性が高まった。それで1994年1月に「公共機関の情報公開に関する法律（法律第4734号・改正法律第8871号）」が制定された。その後数回に渡って改正された本法は、コンピュータにより処理される公共機関の個人情報を保護するため、各行政機関が個人情報処理システムもしくは個人情報ファイルを保有しようとする場合には、その保有範囲および内部手続きを決め、個人情報を利用・第三者へ提供する際の実体的および手続的制限を加えるものである。また、情報主体には閲覧および訂正請求権を認めることを主な内容としている。

本法は公共機関のコンピュータにより処理される個人情報の保護を目的とするため、民間部門での個人情報は本法の保護対象ではない。民間部門では大

3 Available at http://www.oecd.org/document/18/0,3343,en_2649_34255_1815186_1_1_1,100.html

量の個人情報が収集・管理され、それら情報はその使用目的によっては個人の基本的な権利を侵害するおそれがある。しかし法適用の実効性と民間部門の自律を確保し、過度な行政負担と情報産業の委縮を防ぐために、民間部門における個人情報の処理を本法の適用対象から除外したのである⁴。

また、本法の適用対象がコンピュータにより処理される個人情報に限定されるということで、公共機関が手作業で処理する情報には適用されない。これら手記ファイルに収録された個人情報は、記録の大量性および検索の迅速性・容易性を持つ電子情報に比べて、個人のプライバシー侵害の可能性が相対的に低く、刑法、国家公務員法および住民登録法、医療法など既存の法律上の職務関連守秘義務でも規律が可能であるからである。

すなわち、本法は公共機関が保有する個人情報のうち、電子情報の形で保有する情報に対してのみ、事前通報義務、個人情報処理状況の公告義務、個人情報台帳の設置義務を規定し、この範囲内においてのみ個人の閲覧・訂正請求権を認めた。その他の情報に関しては、安全性確保と守秘義務など外部流出や改変を防止するための消極的な側面だけを規定し、積極的な個人の自己情報統制権は認めてない。

3.1.2 住民登録法

「住民登録法(法律第1067号、改正法律第8852号)」は、住民を行政区画単位で登録させることによって、住民の居住関係など人口の動態を常時把握し、住民生活の便益を増進し、行政事務の適切な処理を図ることを目的(1条)に1962年5月に制定された法律である。個人の識別を制度的に保障することによって、電子政府の基盤を提供した法律である本法は数回に渡って改正されている。

韓国の国民は誰もが住民登録番号システムにより付与される13桁の数字で構成される「住民登録番号」を持っていて、その番号により、性別、年齢、出生

地など個人情報が確認できる。

本法により、全国民は氏名・性別・生年月日・世帯主との関係・本籍・現住所・住所の変更事項などの個人情報を申告しなければならない(10条)。市長または区庁長は個人に強制的に住民登録番号を付与し、その情報を電算処理することになっている(7条)。

住民登録の電算情報を本来の目的外の用途で利用した場合、刑事処罰を受ける(37条)。また、個人情報処理システムによる公開手続きおよび情報主体の閲覧・訂正請求権に関しては、上記「公共機関の情報公開に関する法律」の適用を受ける。

3.1.3 電子政府法

2001年制定され、後に数回改正された「電子政府法(法律第6436号)」では、行政機関が保有・管理する個人情報は法令が定める場合を除いては当事者の意に反して使用されてはならない(12条)という個人情報保護の原則を定めている。

「電子政府法施行令」第6条によると、国民から行政機関に対する申請や苦情に関する電子文書を受信した行政機関は、その受信事実をインターネットなどに掲示し、電子文書を送信した者が確認できるようにしなければならない。掲示するときには受付番号・受信日・タイトル・担当公務員の連絡先などを明示することを定めている。ただし、電子文書を送信した者の個人情報が侵害されないようにしなければならないと定めている。

また施行令21条では行政機関が情報ファイルを構築し保有するとき、または変更・廃棄するときには行政自治部(現在の行政安全部)長官または関係部署の長に情報ファイルの名称・保有目的・保有機関・構成項目そして収集方法を通報するようにし、他の機関から提供された行政情報に関して利用目的以外の目的で利用することを禁止している。

3.2 民間部門における個人情報保護

「公共機関の情報公開に関する法律」の制定当時、

⁴ 総務処、「逐条解説個人情報保護法」、1994年、26-28頁

民間部門は法律の適用対象から除外していた。銀行、デパート、証券会社など、民間部門でも個人情報を収集し利用していたが、法適用の実効性確保と情報化社会促進のために、公共機関のみを適用対象にしていたのである。しかし、インターネット基盤の情報かが急激に進み、個人の身上情報や信用情報が流出される危険が生じ、民間部門でも個人情報が侵害される可能性が高まった。これによって、政府は民間部門で個人情報が侵害されるのを防止するために各種法を制定した。

関連法令としては、「信用情報の利用および保護に関する法律」、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」、「情報通信網利用促進および情報保護に関する法律」、「電子取引署名法」、「通信秘密保護法」、「情報通信事業法」などがある。しかし、後述するように、個人情報に対する体系的保障のための総合的な法律は存在しない状況である。

3.2.1 情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律

本法は情報通信網の利用を促進し民間部門での情報通信サービスを利用する者の個人情報を保護するために制定された包括的法律で、オンラインおよび一部オフラインで民間事業者により収集・処理される個人情報を保護するものである。本法はオンラインおよびオフラインにおける個人情報保護を幅広く保護するために、情報通信サービス提供者に対して、利用者の個人情報を保護し、健全で安全な情報通信サービスを提供させるための倫理綱令を施行している(2条)。

行政安全部長官または放送通信委員会は利用者の個人情報を保護するため個人情報保護ガイドラインを定めて情報通信サービス提供者に順守することを勧奨し(3条)、情報通信サービス提供者でない者が情報通信網を利用して個人情報を収集・処理する場合にも個人情報保護義務を賦課している(71条)。情報通信サービス提供者等が営業譲渡などにより個人情報を移転する際には利用者に通知し、同意を得

ることを定めている(11条12条)。

また、情報通信網を通じて流通される淫乱・暴力など有害情報から青少年を保護するために、有害媒体物の表示を義務化し(28条)、個人情報流出による侵害の対応措置に対して技術的・管理的方案を提示している(56-59条)。

しかし本法は、「サービス」と「事業者」に対する定義が曖昧で、効果的な規制がなされていないという批判を受けている。

3.2.2 信用情報の利用および保護に関する法律

韓国は経済規模の拡大によりクレジットカードの利用頻度が非常に高い。金融会社、クレジットカード会社、割賦販売業者などによる消費者の信用能力評価の必要性が高まり、これによって消費者の個人情報が出される危険も高くなった。本法は消費者の個人情報が無分別に収集・利用・提供されることにより、情報主体の利益が侵害される可能性があり、また不正確な信用情報により予期されぬ不利益を受ける可能性もあるとし、これを事前に防止するために制定された。

本法は信用情報業を健全に育成し、信用情報の誤用・濫用から国民のプライバシーを保護し、健全な信用秩序を確立することを目的としている(1条)。信用情報の収集・調査および処理の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲を制限する規定をおき(13条・15条)、処罰規定も設けている(32条・35条)。情報通信利用者も信用情報の主体であるので、本法の適用対象になる。

しかし、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」が、個人情報の収集の際に利用者の同意を要求しているのと比べて、本法では信用情報の収集・調査・処理の際に信用主体の同意を要求してないため、法律の衡平性の側面から立法的補完が必要であると思われる。

3.2.3 金融実名取引および秘密保障に関する法律

本法は実際の名義人により金融取引を実施し、そ

の秘密を保障することにより金融取引の正常化を目的とする（1条）。金融機関に従事する者は名義人の書面上の要求および同意なしではその金融取引に関する情報または資料を他人に提供してはならないとしながら、租税法による課税資料などの例外規定を設けている（4条）。

また、取引情報を提供した場合には、提供した日から10日以内に提供した取引情報などの主要内容、使用目的・提供された者、提供日などを名義人に書面で通報しなければならない。

4. インターネット上の個人情報保護の問題点

4.1 個人情報保護の危機

4.1.1 教育行政情報システム（NEIS）

2003年、個人情報に関して韓国で最も問題になったのは、「教育行政情報システム（NEIS）」である。NEISは全国1万以上の小中学校、16の市道教育庁および傘下機関、そして教育人的資源部をインターネットでつなげ、教育関連情報を共同で利用するための環境を全国単位で構築したものである。これにより教師の業務効率が上り、教育の質が向上すると期待されていた。しかしNEISは、情報収集の対象になる学生の個人情報の侵害が問題となり、全国教師組合や市民団体が強力に反対したため、プライバシーに係る項目は別途分離して管理すると同時に、サーバの数も2500台に増やして分散運営することになった。しかし個人情報漏えいの可能性は依然残っている。本教育行政情報システム（NEIS）により全国の学生の情報がオンライン上に集積されているので、十分な安全措施を講じないと、学生の個人情報が侵害されるという批判は消えないだろう。

4.1.2 住民登録制度

住民登録制度は韓国の個人情報の国家登録制度のなかで最も基本的で包括的な制度である。

住民登録番号とは、個人の生年月日からなる固有の番号で、住民登録番号があれば、国家や民間が構築したデータベースの中の個人の身上情報を容易に

入手することができる。

韓国情報保護振興院の2007年の発表によると、総計9000件の個人情報流出事件のなかで、住民登録番号の盗用が78%でもっとも多いとされた。住民登録制度は行政目的の公共部門だけではなく、民間部門でも幅広く利用されている。そのため、各個別事業者が、住民登録番号以外の手段で本人確認をできるように住民登録番号の代替手段として、i-Pin（Internet Personal Identification Number）などが提案された。

i-Pinは、個人情報を保護するために情報通信部と韓国情報保護振興院が住民登録番号の代替手段として義務化したもので、住民登録番号がなくてもインターネット事業者が関係法令により実施する本人確認ができ、またi-Pinが外部に露出されたときにも随時変更できるので、ハッキングなどに柔軟に対処できるという。しかし、まだ定着していない状況である。

4.1.3 個人情報流出の事例

オンライン上で個人情報を要求する機会が多くなるにつれ、個人情報流出が懸念されている。韓国では特にこの4-5年の間、社会的に問題になった事件が相次いだ。

2005年、オンラインゲームで有名なNC softは、「リネージュ2」のサーバをアップデートする際に、ユーザ情報を収めたログファイルを暗号化せずアップし、40万人以上の個人情報が露出された。これに対して5人のユーザが訴訟を提起しており、控訴審で精神的慰謝料としてユーザ1人あたりに10万ウォンが認められた。

2006年には、英語試験のTOEICサイトで受験者の個人情報流出が、韓国大手メーカーであるLG電子で新卒採用の応募者の個人情報流出が問題になった。

2006年のKB銀行の個人情報流出事件では、安易なファイル添付が問題になった。インターネット宝くじ通帳の加入顧客のうち、アクセス頻度の低い

3万2277名に案内メールを送る際に、顧客リストをメールで添付したのである。これに被害当事者である1026名が、個人情報が出たとして訴訟を提起した。ソウル高等裁判所は、住民登録番号まで流出された1024名には各20万ウォン、氏名とメールアドレスのみ流出された2人には10万ウォンの損害賠償を認めている。

また2008年には、ハナロテレコムの前現職の役人が顧客情報をテレマーケティング社に手渡した事件、オークションサイトの個人情報流出事件が社会的に問題になるなど、個人情報の侵害とそれによる権利救済問題は日々深刻化している。

このような問題について、現行個人情報保護の体制は、予防的な機能が足りず、すでに侵害された個人情報の事後的な救済手段も十分ではなく、民事的賠償に頼っている状況である。しかし裁判所の民事的救済も、立証されてない危険や損害、そして将来予見される侵害については立証が難しく、十分な救済になっていないという批判がある。

4.2 不完全な個人情報保護体系と統一的個人情報保護法の制定の議論

現在韓国の個人情報保護体系は、公共部門と民間部門を別々に規制する二元的構造であり、民間部門では一般法がなく、領域別の個別法で保護しているため、規律されない死角地帯が存在する。そのため統一的な個人情報保護原則による国家レベルの個人情報保護政策の施行が難しく、被害の予防および侵害の救済が十分行われず、個人情報保護体系の問題が持続的に指摘されてきた。

それで、個人情報保護法制の体系上の矛盾を是正するため、公共部門と民間部門を統合して規律する個人情報保護に関する基本法の制定を主張する意見が各界で提起されてきたわけである。

2004年11月には民主労働党が「個人情報保護基本法案」を国会に提出し、2005年7月にはウリ党が個人情報監督機構を国務総理傘下に置く内容の「個人情報保護基本法案」を、同年10月にはハンナラ党が

ドイツの個人情報保護法をモデルとした「個人情報保護基本法案」を提出した。3つの法案とも個人情報保護のための独立した監督機構の設置を主張している。しかし各法案は17代国会の任期が満了されるにつれて廃棄された。

ところで、2008年8月12日行政安全部は、新しい「個人情報保護法案」を行政安全部公告第2008-115号として立法予告した。以下詳しい内容をみる。

5. 新しい個人情報保護法案をめぐる議論

5.1 制定の趣旨

情報社会の高度化による個人情報の価値増大で、社会のすべての分野において個人情報の収集と利用が普遍化してきた。しかし、公共行政、情報通信、信用など分野ごとの個別法による個人情報保護が図られていて、国家全般を取り締まる個人情報保護の原則と個人情報の処理基準はないのが実情である。そのため個別法の適用を受けない個人情報保護の死角地帯が生じ、また個別法ごとに処理基準が異なり、国民の混乱を招いている。特に最近韓国では個人情報の流出、誤用、濫用事例が持続的に発生し、国民のプライバシー侵害、名義盗用、電話による振り込み詐欺などの被害を出している。本法案は、公共と民間を網羅し、国際水準に符合する個人情報の処理原則を規定し、個人情報侵害による国民の被害の救済を強化し、個人情報の安全な利用環境を助成することで、個人の権利と利益を保障することを目的とする。

5.2 主要内容

本法はまず、個人情報保護の適用対象を拡大しようとしている。既存の適用対象に加え、国会、裁判所などの憲法機関、非営利団体などを含み、業務上個人情報ファイルを運用するために個人情報を処理する者に対して法律を適用し、電子的に処理される個人情報でない手記文書までも個人情報の範囲に含め、今まで個人情報保護関連法律の適用を受けなかった死角地帯の個人情報を保護することによ

て、国家全般の個人情報保護の水準が高まると期待される（法案2条）という。

個人情報の収集・利用・提供など段階ごとに、個人情報の処理者が遵守すべき処理基準を具体的に明示することによって、個人情報をより安全に処理できると期待される（法案15条・20条）。

今まで問題になっていた住民登録番号の盗用などを解決するために、住民登録番号等、法令により個人を区別するために付与されていた識別情報は原則的に処理を禁止した。別途の同意を得たり、法令による場合などの例外を認めながらも、個人情報処理者はインターネットサイトの入会など、一定の場合には、住民登録番号以外の識別方法を必ず提供するように義務化し、住民登録番号の広い使用慣行を制限して、誤用濫用を防止（法案23条）しようとしている。

また、CCTV など映像情報処理機器の運用者は一般的に公開された場所に犯罪予防など特定目的でのみ機器を設置できるとし、映像情報処理機器の設置運営の根拠を具体化した。機器設置の場合には、案内板などの必要措置をとるようにし、CCTV などの無分別な設置を防止し、個人映像情報の保護を強化する（法案24条）としている。

個人情報処理者は個人情報流出を認知したときには、直ちに該当情報の主体に関連事実を通知し、被害の最小化のための措置をとらなければならない。また被害の拡散防止のために迅速に措置し、効果的な権利救済等に寄与する（法案32条）ようにしている。

情報主体には、閲覧の訂正請求権および削除請求権を付与し、またその制限事由と権利行使方法などを規定することで、情報主体がより容易に個人情報の自己統制権を行使できるようにしている（4条・33条・36条）。

公共機関が個人情報ファイルを保有する場合は、保有目的および根拠など一定事項を行政安全部長官に登録するようにし、長官はこれを一般に公開することで、公共機関で運用する個人情報ファイルの安

全な管理および透明性、信頼性を確保する（法案30条）ようにする。

また、個人情報の基本計画、法令及び制度改善など個人情報の主要事案を審議するために、国務総理傘下に個人情報保護委員会を置き、個人情報関連事案の意思決定の慎重性・専門性・客観性を確保する（法案9条・10条）ようにした。

その他、個人情報影響評価制度の導入（法案31条）、個人情報紛争調停委員会の設置（法案37条・46条）などが法案の中で定められている。

5.3 新しい個人情報保護法案の限界

行政安全部が2008年8月に立法予告した本法案は、行政安全部長官にあまりにも幅広い権限を与えているという市民団体の反対により、未だ法令審査に入っていない状況である。その他にも、様々な問題が指摘されている。

毎年増加しているインターネット上の情報侵害を考慮すると、現在のような人力構造では実効性のある政策の推進ができないと思われる。そのため、個人情報保護を専担する組織および専門家が必要になる。

また住民登録番号に依存する傾向も直さなければならない。未だ電子商取引では住民登録番号を要求するところが多く、情報流出防止が十分になされていない。個人情報を保護するために旧情報通信部と韓国情報保護振興院が住民登録番号の代替手段として義務化した i-Pin もなかなか定着しておらず、また i-Pin を利用しても個人情報が流出される例が出ており、総合的な対策が必要である。

さらに情報保護のための認証（certification）制度も拡大されなければならない。情報保護管理体系、安全診断の対象も情報通信の売上100億ウォン以上の企業に限定されるが、それ以下の企業にまで拡大されるべきであろう。また情報保護のための安全措置が整っていない企業に対する処罰も強化する必要がある。

6. むすび

韓国はインターネット先進国ではあるが、このような情報社会の問題に対応するための法制度はまだ十分ではないと思われる。特に公共部門と民間部門を包括的に規律する基本法的な性格を有する個人情報保護法の不在が根本的な問題として指摘されている。

オンライン上で住民登録番号や氏名など個人情報を要求する場合が増大しているなか、個人情報の漏えいに関する韓国の現行の個人情報保護体制は予防的な機能が足りず、個人情報の濫用に対する不信を事前に払拭できていない。

また、多くの個人情報流出事件でみるように、すでに侵害された個人情報の事後的な済手段も十分ではなく、裁判所の民事的損害賠償判決だけを頼りにしている状況である。このような裁判所の民事的救済も侵害の立証が難しいため、十分な救済にはなっていない。

審議中のまま成立されていない現在の個人情報保護基本法案の問題点を、各界の十分な意見交換による検討を通じて修正し、早急に総括的な個人情報保護法を制定する必要があると思われる。

参考文献

- [1] ユン・ジョンス, 「個人情報保護法制の外観」, 情報法学, 第13巻第1号, 2009年.
- [2] クォン・ホンヨン, 「個人情報保護法立法をまた挙論しながら」, 土地公法研究, 第43集第3号, 2009年.
- [3] ソン・ナギン, 「個人情報保護法制に関する立法評価」, 韓国法制研究院, 2008年.
- [4] イ・インホ, 「個人情報保護のための監督機構の設立方向」, 国会図書館報, 第45巻第9号通巻352号, 2008年.
- [5] 韓国情報保護振興院, 「個人情報保護と i-PIN」, 情報通信部, 2007年.
- [6] 韓国法制研究院, 「個人情報保護法制と CCTV 関連規定の問題点と改善方案」, 韓国法制研究院, 2007年.
- [7] ファン・テジョン, 「個人情報保護法体制系の立法的改善方向」, 韓国刑事政策研究院, 2005年.

- [8] イ・チャンボム、ジョ・ジョンヒョン、キム・ボンミ（共著）, 「インターネット上の個人情報保護ガイドライン解説」, 情報通信部・韓国情報保護振興院, 2005年.
- [9] 国会事務処法制室, 「個人情報保護法制の現代化方案に関する研究」, 国会事務処法制室, 2005年.
- [10] 総務処, 「逐条解説個人情報保護法」, 総務処, 1994年.